

【改正案】

大分県土木設計業務等委託契約約款

第一条～第三十三条（略）

（前金払）

第三十四条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の額の十分の三以内の前払金の支払をこの契約締結の日から三十日以内に発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から二十日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の額の十分の三から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額の十分の四を超えるときは、業務委託料の額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料の額が減額された日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第三十五条～第四十九条（略）

（解除に伴う措置）

第五十条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第三十四条の規定による前払金があったときは、受注者は、第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項又は次条第三項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第三十七条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第四十一条、第四十六条又は第四十七条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

【現行】

大分県土木設計業務等委託契約約款

第一条～第三十三条（略）

（前金払）

第三十四条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第二条第五項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の額の十分の三以内の前払金の支払をこの契約締結の日から三十日以内に発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から二十日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料の額が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の額の十分の三から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料の額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の額の十分の四を超えるときは、業務委託料の額が減額された日から三十日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料の額が減額された日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第四項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年二・五パーセント

の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第三十五条～第四十九条（略）

（解除に伴う措置）

第五十条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第三十四条の規定による前払金があったときは、受注者は、第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項又は次条第三項の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第三十七条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年二・五パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第四十一条、第四十六条又は第四十七条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第二項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第三十四条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第三十七条の規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第三項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金におよ余剰があるときは、受注者は、第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項又は次条第三項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率の割合で計算した額の利息を付した額を、第四十一条、第四十六条又は第四十七条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第三十七条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第二項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第七条第四項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項又は次条第三項によるときは受注者が負担し、第四十一条、第四十六条又は第四十七条によるときは発注者が負担する。
 - 二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受注者が負担する。
- 6 第四項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第三項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項又は次条第三項によるときは発注者が定め、第四十一条、第四十六条又は第四十七条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第三項後段及び第四項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第二項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第三十四条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第三十七条の規定による部分引渡しがあったときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第三項の規定により定められた既履行部分委託料の額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金におよ余剰があるときは、受注者は、第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項又は次条第三項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年二・五パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第四十一条、第四十六条又は第四十七条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第三十七条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第二項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第七条第四項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
 - 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等 契約の解除が第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項又は次条第三項によるときは受注者が負担し、第四十一条、第四十六条又は第四十七条によるときは発注者が負担する。
 - 二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等受注者が負担する。
- 6 第四項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第三項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第四十二条、第四十三条、第四十四条第一項又は次条第三項によるときは発注者が定め、第四十一条、第四十六条又は第四十七条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第三項後段及び第四項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については

発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第五十一条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完成することができないとき。
 - 二 この成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第四十二条、第四十三条又は第四十四条第一項の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第四十二条、第四十三条又は第四十四条第一項の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第一項各号又は第二項各号に定める場合（前項の規定により第二項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率の割合で計算した額とする。
- 6 第二項の場合（第四十三条第八号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第五十二条～第五十三条（略）

(受注者の損害賠償請求等)

発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第五十一条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完成することができないとき。
 - 二 この成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第四十二条、第四十三条又は第四十四条第一項の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第四十二条、第四十三条又は第四十四条第一項の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第一項各号又は第二項各号に定める場合（前項の規定により第二項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第一項及び第二項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から部分引渡しを受けた部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年二・五パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第二項の場合（第四十三条第八号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第五十二条～第五十三条（略）

(受注者の損害賠償請求等)

第五十四条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第四十六条又は第四十七条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第三十二条第二項（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第五十五条～第五十八条（略）

第五十四条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第四十六条又は第四十七条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、第三十二条第二項（第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年二・五パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第五十五条～第五十八条（略）